

10 障害者福祉活動

序 論

我々奄美にも障害者(身体・知的・精神)は存在している。

障害者は、いわゆる健常者と“別人”ではなく同一地平の延長線上にある。健常者と障害者の境目はない。人間一個人の個性ということである。

制度的にも、2003(平成15)年4月の「支援費制度」の制定により障害者が受ける支援は「措置」から「契約」に移行。行政の支援、施設などを“与える措置”から障害者の(生存)権利に基づき“選択契約して受ける権利”へ視点が大きく変換している。

我々、奄美の風土は南島の保守性閉鎖性があり、「障害者の福祉社会」も閉そく性がある(世間一般的にと言えるが)。このため、世間体を気にして、障害者を家の中に引き籠らせる傾向がある。

現 状

現在は大島養護学校や喜界高校の支援学級などの制度制定により社会一般に存在が認知されてきてはいるが、実情はまだまだ開かれたものにはなっていない。ある障害者を対象としたミーティングがあり意外と思えるほど参加者が集まった。参加者の口からは“自分の身内にも当事者がいるが、周囲を憚(はばか)って社会参加できない”旨の発言が多かった。

ミーティングでの指摘要因は

- ①風土による保守性
- ②当の障害者に合った支援施設、体制がない
に集約できる。

意識ある者はその様な状況を開こうとするが(就労継続支援A型、B型などの事業開設やその他の施設)、条件のハードルが高く(と見なされて)進まない。また行政サービスの存在や手続き方法に無知で機会を逸しているケースも見られる。

確かに、障害者支援はほとんどが税金で賄われているため受けようとする条件は厳しく難しい。我々奄美人は発想や情熱は高いものがあるが、合理的に進めて形にするのが不得手だ。

これから

この様なステージでは、コンサルタント(もしくは組織)が必要。確かに行政の窓口で対応してくれるが町民はよく理解できないかたらい回しである。そこで

- ・施設設立→手続きから施設完成、運用持続まで。
- ・障害者個人の擁護→最適な施設の紹介、入居から生活サポートまで。
- ・地域連携→連合体を組織し情報交換。

などを人、物、カネの全方位から対応するコンサルタントを奄振予算で確保する。

我々奄美は「結いの島」で共助の精神は基本的に保持しているが、世情の変化はそれに追いつかない。文字通り“親身になって”相談、世話してくれる人、組織が必要。

そして何よりもこの福祉支援は「行政からの賜りものではなく取得すべき個人の権利である」事への意識改革である。またこの意識改革は具体的に発言、行動することから始まる。

(北島公一)